

② プライバシー権 (2) 無断での容貌の写真撮影

①と同じ肖像権の判例として、速度違反車両の自動撮影があります。これは、自動速度監視装置（オービス）による速度違反の運転者の容貌の写真撮影について、憲法13条に違反しないかが争われました。最高裁は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反せず、また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法13条、21条に違反しないと判示しました《**無断容貌撮影事件**》（最判昭61.2.14）。

③ プライバシー権 (3) プライバシー権と表現の自由

最高裁がプライバシー権を定義したことはありませんが、地方裁判所レベルでは裁判例があります。裁判例は、**プライバシー権は私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利**とした上で、言論、表現等の自由の保障とプライバシーの保障では、言論、表現等の自由の保障が一般的に優先するわけではないとしています《**「宴のあと」事件**》（東京地判昭39.9.28）。

④ プライバシー権 (4) 名簿を無断で警察に開示する行為

《**江沢民講演会参加者名簿提出事件**》（最判平15.9.12）

背景

私立大学が講演会参加者の氏名・住所・電話番号について本人の同意を得ることなく、警察に通報したことが、プライバシーの侵害に当たるとして争われた事件です。

結論

警察と大学によるプライバシーの侵害は不法行為を構成します。

論点

大学が参加者名簿を警察の要請に応じて無断で警察に開示した行為は、プライバシーの侵害です。

⑤ 忘れられる権利

判例は、「忘れられる権利」という表現は用いずに、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきであり、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができました《**忘れられる権利**》（最決平29.1.31）。

2 幸福追求権——その2



幸福追求権に関する判例

① 前科および犯罪経歴の要保護性

《**前科照会事件**》（最判昭56.4.14）

背景

京都市中京区長が弁護士からの照会に応じて個人の前科について伝達した事件です。

結論

区長の行為は公権力の違法な行使に当たります。

論点

- 1) 弁護士の照会に応じ、前科を報告することは、公権力の違法な行使にあたります。
- 2) 前科は、法律上の保護に値する利益です。
- 3) 前科が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村に照会するほかに立証方法がない場合には、市区町村長は、前科について回答することができます。

② 私人間での前科等の公開されない法律上の利益

あるノンフィクション作品の中で、自分の前科を実名で公表されたAが、作者Bに対して、損害賠償請求をしたという事件において、判例は、「前科等に関わる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もある」としつつも、具体的には「前科等に関わる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合」には、その公表によって被った「精神的苦痛の賠償を求めることができる」として、本件でのAの請求を認容しました《**ノンフィクション「逆転」事件**》（最判平6.2.8）。

③ 心の平穏を乱されない利益

判例は、大阪市営高速地下鉄道における商業宣伝放送によって、乗車中は拘束された乗客が聞きたくない音の聴取を強制されることになったとしても、人格権を侵害したとはいえず、本件商業宣伝放送を違法ということはできないと判示しました《**とらわれの聴衆事件**》（最判昭63.12.20）。

④ 酒類製造の自由

酒税法上は、酒類の製造には免許が必要ですが、無免許で自己消費だけの目的で「どぶろく」を製造していた者を取り締まった事案において、判例は、酒税法は、酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、無免許で酒類を製造した者を処罰することとしたもので、これにより自己消費目的の酒

類製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえず、13条に違反するものではないとした《どぶろく裁判》(最判平元.12.14)。

⑤ 自己決定権 (輸血拒否の自由)

輸血拒否は、人格権の一内容として尊重されます。判例は、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、これを無視して輸血をする行為は、意思決定をする権利という患者の人格権を侵害したものと考えるべきとして、患者がこれによって被った精神的苦痛について賠償責任の対象となると解しています《エホバの証人輸血拒否事件》(最判平12.2.29)。

⑥ 住基ネット訴訟

行政機関が、住民らの本人確認情報を管理・利用する行為は、個人が同意していなくても憲法13条に違反しません。判例は「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない」とした上で、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」と判示しました《住基ネット訴訟》(最判平20.3.6)。

⑦ 図書館員による不公正な取扱い

判例は、公立図書館の司書が、独断的な評価や個人的な好みによって図書を廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に違反し、著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものであり、著作者の人格的利益を侵害する行為としています《船橋市西図書館蔵書破棄事件》(最判平成17.7.14)。

⑧ 忘れられる権利

判例は、「忘れられる権利」という表現は用いずに、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきであり、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるとなりました《忘れられる権利》(最決平29.1.31)。

3 法の下での平等

A
ゾーン

法の下での平等

★★★★★ check

第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

憲法14条は、法の下での平等を規定しています。

この平等の意味は、すべての者を機械的・絶対的に等しく扱う絶対的平等ではなく、性別や年齢等の差異に着目して、社会通念から見て不合理な差別的取扱いが禁止されるという、いわば**相対的平等**を意味しています。したがって、労働基準法で妊産婦を保護することや、未成年者に喫煙や飲酒を禁止することは**合理的な区別**として憲法14条には違反しません。

14条は、1項では歴史的に差別要因となったものを例示的に列挙して注意を促しています。したがって、当然ですが、列挙されている事由以外でも差別はできません。なお、信条とは宗教的信仰のみならず思想上の信念やものの考え方も含むとされています。門地とは家柄のことを指します。

また、2項では**貴族制度の廃止**、3項では**栄典の授与の際に特権を付与することを禁止**し、また栄典の効力は一代限りであることを明記しています。



V

基本的人権

notes